

県営住宅等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第31号

県営住宅等条例の一部を改正する条例

県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																						
1	<p>（入居予定者の選考）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 知事は、20歳未満の子を扶養している配偶者のない<u>女子</u>、引揚者、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等又は規則で定める要件を備えている老人、心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。）、配偶者からの暴力の被害者若しくは犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（配偶者からの暴力の被害者を除く。）で速やかに住宅に入居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、優先的に、入居予定者として決定することができる。</p>	<p>（入居予定者の選考）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 知事は、20歳未満の子を扶養している配偶者のない<u>者</u>、引揚者、北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等又は規則で定める要件を備えている老人、心身障害者（現に同居し、又は同居しようとする親族が心身障害者である者を含む。）、配偶者からの暴力の被害者若しくは犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（配偶者からの暴力の被害者を除く。）で速やかに住宅に入居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、優先的に、入居予定者として決定することができる。</p>																						
2	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>県営住宅等の名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>県営上平田アパート</td><td>[略]</td></tr><tr><td>県営北福岡アパート</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	県営住宅等の名称	所在地	[略]		県営上平田アパート	[略]	県営北福岡アパート	[略]	[略]		<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>県営住宅等の名称</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>県営上平田アパート</td><td>[略]</td></tr><tr><td>県営平田アパート</td><td>釜石市大字平田</td></tr><tr><td>県営北福岡アパート</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	県営住宅等の名称	所在地	[略]		県営上平田アパート	[略]	県営平田アパート	釜石市大字平田	県営北福岡アパート	[略]	[略]	
県営住宅等の名称	所在地																							
[略]																								
県営上平田アパート	[略]																							
県営北福岡アパート	[略]																							
[略]																								
県営住宅等の名称	所在地																							
[略]																								
県営上平田アパート	[略]																							
県営平田アパート	釜石市大字平田																							
県営北福岡アパート	[略]																							
[略]																								

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、規則で定める日から施行する。